

日本化学会北海道支部 主催、共催、協賛、後援内規

令和6年11月 日 幹事会承認

第1条 この内規は日本化学会北海道支部（当支部）あるいは当支部以外の団体と共同して行う学術的会合の主催、共催、協賛、後援を規定するものである。

第2条 学術的会合の目的および内容が、日本化学会および当支部の定める事業に合致するものであれば、共催、協賛、後援（以下共催等）ができる。また、当支部が主催する学術的会合に対して他団体からの共催等を受けることができる。

第3条 主催、共催、協賛、後援は以下に定義するとおりである。

- (1) 主催とは、その団体の主体的に責任を持って催す学術的会合をさす。他の団体がこの学術的会合に共催等で加わっている場合、主催団体は他の学協会に比べて、責任割合がもっとも多い。
- (2) 共催とは、他の団体と共同して学術的会合を開催し、その責任割合が、最も責任を負う他の団体の責任割合と等しいかそれ以下である場合をいう。共催を行う場合には、企画、会計、広報などすべての事項についての確認・合意を行う必要がある。経済的・人的協力をすることができるものとする。
- (3) 協賛/後援は、他の団体が主催する学術的会合の趣旨に賛同し、広報活動等で協力する場合を指す。経済的、人的協力は伴わない。協賛を原則とするが、主催団体の意向によっては、後援も可とする。ただし、北見おもしろ科学実験室は後援であるが、例外的として経済支援を行う。

第4条 学術的会合は以下のものをいう。

- (1) 国内外の研究発表会、シンポジウム、討論会、研究会など（以下研究発表会等と略す）で、参加者の発表、議論を主体として成り立つものを指す。
- (2) 講演会、セミナーなど（以下講演会等と略す）で主催者が招待した一人または複数の講演者による学術的な講演を行うものを指す。原則、講演会は単独、セミナーは複数名からなるものとする。なお、主催者の意向により複数名の発表者がいるときも講演会と称することを可とする。

第5条 申請方式は、所定の申請用紙（電子的なものも含む）を支部事務局に提出する。主催・共催する学術会議の場合には、計画書・予算書をあわせて提出する必要がある。

第6条 申請時期は、主催および経済的協力を求める共催の場合、開催年度の前年の秋に開催される支部幹事会の1ヶ月前までに提出されていることを必要とする。経済的協力を必要としない共催については、適宜必要書類を事前に提出する必要がある。

第7条 承認は下記に従い行われる。

- (1) 主催・共催については、幹事会の承認が必要である。
- (2) 主催あるいは共催する講演会等では、経済的支援を求められた時に備え、前年度の幹事会であらかじめ定められたそれぞれの経済的協力最大件数まで、支部長の判断で承認することができる。
- (3) 上記の最大件数を超える場合には、あらかじめ幹事会に諮り、上限の増加に関する承諾を得る必要がある。
- (4) 協賛・後援については、支部長が承認し、幹事会に報告する。

- 第8条 事務局は承認された学術的会合をホームページ、メール等で支部員に周知するとともに、ホームページの所定欄にその開催概要を掲示する。
- 第9条 主催した学術会合は、2ヶ月以内に担当者が報告書（概要、予算、開催の様子）をまとめ、支部事務局に提出する必要がある。なお、さらに時間がかかる場合には、あらかじめ支部長と相談する。
- 第10条 支部事務局は、共催、協賛・後援した学術会合に対してその主催者または担当者に対して、報告書を2か月以内に支部事務局に提出することを求める。
- 第11条 支部事務局は当該年度に行ったすべての学術的会合のまとめを作成し、最終幹事会に提出する。